

佐野市立城東中学校区小中一貫校整備事業

実施方針 新旧対照表

No	頁	第	1	(1)	ア	他	実施方針（令和 8 年 5 月 1 日修正版）	実施方針（令和 8 年 5 月 29 日修正版）
1	1	1	1	(4)			佐野市教育振興基本計画（令和 4 年 3 月策定）では、「豊かな学びを通して ふるさとを愛し 持続可能な社会の創り手を育む佐野市の教育」を基本理念としている。	佐野市教育振興基本計画（令和 8 年 3 月策定）では、「豊かな学びを通して ふるさとを愛し 持続可能な社会の創り手を育む佐野市の教育」を基本理念としている。
2	1	1	1	(5)			市が追加用地を取得した際には、 活用方法について市と協議することとし、事業者が本事業の一部として整地・舗装等を行うこと。	市が追加用地を取得した際には、 その一部を本校の外構等として利用することも検討している。 実際の追加用地の活用方法については事業者の提案も踏まえ市と協議の上、決定し、事業者が本事業の一部として設計・施工及び維持管理を行うこと。
3	1	1	1	(5)			こどもクラブを追加用地内に建設することとなった場合にも、同じく整備用地を整地した状態で令和 12 年 9 月までに引き渡すこととし、提案段階で事業予定地内に確保していた整備用地の利用方法については市と協議すること。	こどもクラブを追加用地内に建設することとなった場合にも、同じく整備用地を整地した状態で令和 12 年 9 月までに引き渡すこととし、提案段階で事業予定地内に確保していた整備用地の利用方法については市と協議すること。 なお、こどもクラブの整備用地については、維持管理業務の対象外とする。